

—ひと、くらし、みらいのために—



労働局

労働基準監督署
公共職業安定所
(ハローワーク)

—「働く」ために、
はたらく。—



はじめに

労働局は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や誰もが健康で働きやすい職場の実現などを目指しています。

このため、労働局は、「**労働分野の専門家集団**」として、仕事を探している方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業などに日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

労働局の果たすべき責任は重いものですが、その分やりがいがあり、また、関連する様々な業務を経験し、「**労働分野の専門家（プロフェッショナル）**」として、自らの専門性を磨くことができます。

行政を目指す皆さん、ぜひ、労働局に来てください。熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

目次

I 労働局の概要

| | |
|----------------------|---|
| (1) 労働局とは | 1 |
| (2) 活躍のフィールド | 2 |
| (3) 主な業務の紹介 | 5 |
| (4) 入省後のキャリアパス | 8 |

II 職員からのメッセージ

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 労働局、安定所、監督署職員 | 10 |
| (2) 本省出向職員 | 14 |
| (3) ワーク・ライフ・バランス | 15 |
| (4) 職員の1日 | 16 |
| (5) 職員対談 | 18 |

III 研修施設（労働大学校）

20

| | |
|-----------------------|----|
| ▶ よくある質問（Q & A） | 21 |
| ▶ 採用に関する問い合わせ先 | |

I 労働局の概要

(1) 労働局とは

労働局は、

- ・求職者に対する就職支援、企業への人材のあっせん（**職業安定行政**）
- ・働く上で必要な能力の向上（**人材開発行政**）
- ・労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善（**労働基準行政**）
- ・働き方改革、女性の活躍推進（**雇用環境・均等行政**）

など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。

仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、労働局は、働く方を直接支援する第一線機関を有しており、職業安定・人材開発行政の第一線機関である「ハローワーク」、労働基準行政の第一線機関である「**労働基準監督署**」、雇用環境・均等行政の第一線機関として労働局内に「**雇用環境・均等部（室）**」があります。

職業安定行政

すべての人々が、その能力を最大限に発揮して働くようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的としています。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、働く人が失業した場合に一定期間生活を保障するための手当を支給する失業等給付の支給、障害者・高齢者などの早期就職支援などの業務を行っています。

人材開発行政

すべての人々が能力を高め、各自に適した仕事に就けるよう支援することを目的としています。

スキル向上・キャリア開発に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、誰もが持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保・改善を図ることを目的としています。

労働者の業務災害・通勤災害について、必要な保険給付を行う制度の運営や事業主が納付する労働保険料の徴収などの業務を行うとともに、長時間労働の抑制、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、労働災害の防止などを推進しています。

雇用環境・均等行政

働き方改革を進め、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現することを目的としています。

法律や制度の周知、事業主への指導、相談受付、労働者と事業主との間の紛争解決のサポートなどを実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善、ハラスメント対策の推進、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいます。

<組織図>

厚生労働本省

労 働 局

ハローワーク

労働基準監督署

(2) 活躍のフィールド

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、全国に544所あり、若年者から高齢者まで、すべての人々に対して無償で支援をしており、民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援する「雇用のセーフティネット」としての役割も担っています。

また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。



ハローワーク札幌
(北海道札幌市)



職業相談窓口

マザーズハローワーク

マザーズハローワークでは、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れて来所しやすいよう配慮しており、担当者制（ご相談の中で予約が可能）による職業相談、地方公共団体などとの連携による保育所などの情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を無料で行っています。



マザーズハローワークのキッズコーナー
(マザーズハローワーク日暮里 (東京都))

新卒応援ハローワーク & わかものハローワーク

新卒応援ハローワークは、新卒者等を支援する施設です。全都道府県にあり、大学院、大学、短大、高専、専修学校などの学生および卒業後概ね3年以内の方を対象に、学校との連携の下、担当者制によるキャリア設計に関わる相談などきめ細かな個別支援を無料で行っています。

また、わかものハローワークなどでは、フリーターの正社員就職の支援拠点として、担当者制による個別相談や、正社員就職に向けたセミナー、職業訓練への誘導などの各種支援、就職後の定着支援を実施するなど、正社員就職に向けて一貫したきめ細かな就職支援を行っています。



正社員を目指すためのセミナー
'ジョブクラブ'

労働基準監督署

労働基準監督署は、全国に321署あり、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善、職場の安全や健康の確保を図るための取り組みを行っています。

また、労働者が仕事中や通勤中に病気やケガをした場合の治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償などの、労災保険の給付を行っています。



真岡労働基準監督署（栃木県真岡市）



窓口対応



業務の打ち合わせ



胸部CT画像の確認（労災補償業務）

雇用環境・均等部（室）

雇用環境・均等部（室）は、全国の労働局内にあり、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現するため、働き方改革の推進、非正規雇用労働者の待遇改善、ハラスメント対策の推進、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいます。

また、労働局全体の施策の企画・立案、調整、広報などをとりまとめるほか、都道府県や労使団体などの窓口として、総合調整などの役割を担っています。



「子育てサポート企業」の認定
(プラチナくるみん認定) の通知書交付式



働き方改革推進会議



相談対応



法律（女性活躍推進法）の説明会

(3) 主な業務の紹介

職業安定行政の業務

職業相談・職業紹介

仕事を探している方（求職者）に、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度などにふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、求職者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要です。窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件などのニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

この業務を通じて、職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の雇用情勢を踏まえた就職面接会など様々な施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。



雇用保険の給付

雇用保険部門の主要な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として加入手続きをする」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。これらは、いずれも雇用保険法に基づく「行政処分」です。

この処分を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法などの「関係法令」、法解釈や具体的な取り扱いを示した「通達」、「業務取扱要領」を参照する必要があります。具体的には、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参考したり、失業給付を支給するために雇用保険と厚生年金保険との調整を行ったりするなど、業務内容は公平・公正な対応が求められるものです。

日頃からハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、正確に事実関係を把握し、法令に照らして行政処分を行いますが、雇用保険業務を通じて、様々な法令などに精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されます。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）
雇用保険受給資格者証
（第1面）

| | | |
|---|---------------------|-------------------------------|
| 1. 支 給 番 号 | 2. 氏 名 | |
| 48010-17-000109-7 | 33歳 久助 | |
| 3. 保 険 施 設 番 号 | 4. 性 別 | |
| 4600-01056-2 | 3. 雇用年齢 6, 生 年 月 日 | |
| | 4. 010416 | |
| | 5. 住 所 又 は 戸 所 | |
| | 12345 | |
| 6. 支 払 方 法（記号（□）番号・金融機関名・支店名） 安定所現金（G） | | |
| 10. 資 格 取 得 年 月 日 | 11. 離 催 年 月 日 | 12. 離 催 原 因 |
| 190401 | 201231 | 40 |
| 13. 6 0 遅 到 連 勤 賞 金 日 額 | 14. 離 催 賞 金 日 額 | 15. 支 払 期 限 |
| 6,666 | 6,666 | 291231 |
| 16. 求 構 申 込 年 月 日 | 17. 設 定 年 月 日 | 18. 受 給 期 間 满了年月日 |
| 290104 | 1型 月 | 291231 |
| 19. 基 本 手 当 日 額 | 20. 所 定 給 付 日 数 | 21. 通 算 保 険 施 設 期 間 |
| 4,741 | 90 | 090900 |
| 22. 通 算 期 間 | 23. 再 就 職 手 当 支 給 額 | 24. 特 殊 表 示（災 害 時 一括、巡 相、市町村） |
| 0ドカラセカタカタカタカタカタ | 0 | 0 0 0 0 |

安定所通帳メッセージ1
安定所通帳メッセージ2
管轄公共被災受給者又は
管轄地外被災受給者所在地
電話番号

〒177-0044 緑馬町上石神井
03-3929-3211 交付 年 月 日 センター 公共職業安定所東京支局

雇用保険受給者が使用する受給資格者証（例）です。
「基本手当日額」等の個人情報が含まれているため、厳重な取り扱いが必要です。

人材開発行政の業務

人材育成

人材育成業務を担う部署として、労働局に「訓練課」が設置されています。訓練課では、訓練課長をトップとして、地方人材育成対策担当官などの専門官が配置され、以下のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

| | | |
|----------------------|--|--|
| ①ハロートレーニング（公的職業訓練）関係 | 地域のニーズに則した訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画を策定するなどの業務 | |
| ②ジョブ・カード（※）関係 | 地域におけるジョブ・カードの普及促進などの業務 ※これまでのキャリアを振り返り、自身の経験や能力などの整理を通じて、自己理解を深めることにより、今後どのような職業人生を歩みたいのかを考えるためのツール（シート） | |
| ③技能検定関係 | 国家検定制度である技能検定の周知・広報に関する業務 | |
| ④地域若者サポートステーション関係 | 若年無業者（ニート）などの就労支援を行う「地域若者サポートステーション事業」に関する業務 | |
| ⑤技能実習制度関係 | 不適正な監理団体や実習実施者に対して立入検査等を実施するほか、外国人技能実習機構などの関係機関と連携し、法律などのルールに基づく適正な技能実習制度の運用を図る業務 | |

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を発揮し、いきいきと働くことのできるよう、働く人の未来への挑戦にしっかりと寄り添う人づくりへの期待が高まっています。そのため、労働局の職員は、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されます。

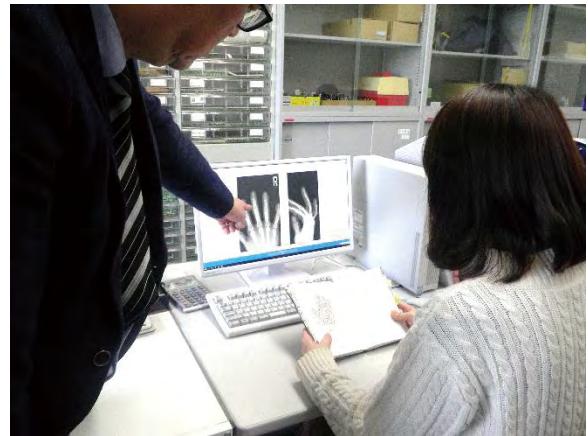
労働基準行政の業務

労災の補償

労災保険では、仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っています。そのため、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を労働基準監督署および労働局で行っています。

労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任の担保として創設されたものですが、現在では、その範囲を超えて、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助など）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障に欠かせないものとなっています。

また、近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えており、労災認定にあたっては、より専門性の高い判断が求められています。労災補償業務は、迅速で公正な保険給付を行うことにより、労働者が健康で安心して働く社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



レントゲン写真を確認し、負傷の部位および程度を評価します。

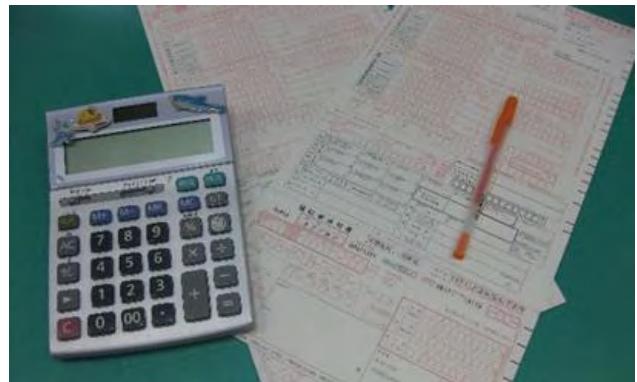
労働保険加入手続き・徴収

労働保険とは、仕事中や通勤中の負傷や病気に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。

労働保険は、原則、労働者を1人でも雇用する会社が加入しなければならない強制保険で、保険者である国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、会社から保険料を徴収しています。

労働局が行う労働保険適用・徴収業務は、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付および徴収の業務を主に行ってています。他にも、労働保険に加入していない会社を把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取り組みや、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行ったりする「適正徴収」の取り組みを実施しています。また場合によっては、労働保険に加入しない会社に対して、職務権限により強制的に加入させたり、保険料を滞納する会社の財産を差し押さえたりすることもあります。

働く皆さんのいざという時のセーフティネットの担い手として、労働保険徴収法のほか様々な法令などに精通して活躍することが期待されます。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。

徴収された保険料は、労働災害に遭われた方への労災保険給付や、失業されてお仕事を探されている方への失業給付に充てられます。

雇用環境・均等行政の業務

企業指導

雇用環境・均等部（室）では、誰もが働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

企業指導業務の担当は、働き方改革や女性の活躍推進のため、次の業務に取り組んでいます。

・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いなどに対処するための事業主への指導

・同一労働同一賃金への対応に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と生活の両立などの相談対応

・「くるみん」、「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されます。

くるみんマーク



雇用環境・均等（部）室では、実際に企業を訪問し、法律に沿った雇用管理ができているかの報告を求める「報告徴収」を行います。

法律の基準を下回っている場合は、パンフレットを使いながら丁寧に説明し、是正されるまで指導を行います。

「えるぼし」マーク



広報・企画調整

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

○企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

○広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引き上げの取組を支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍していくことが期待されます。



(4) 入省後のキャリアパス～キャリアパスの選択～

労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます。

→次ページ参照

① 事務官（共通）

ハローワークや労働局における

働く人の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）や労働局職業安定部において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務などを担当していただきます。また、労働局雇用環境・均等部（室）において、働き方改革の推進や、女性の活躍推進に関する企業指導、相談等の業務を担当していただきます（**職業安定**、**人材開発**、**雇用環境・均等行政**の部署に配属されます）。
- ・ 業務が広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官などの中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していくことを期待しています。
- ・ 最終的には、幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

※ ハローワークや労働局職業安定部、雇用環境・均等部（室）以外に、労働局総務部で勤務することもあります。

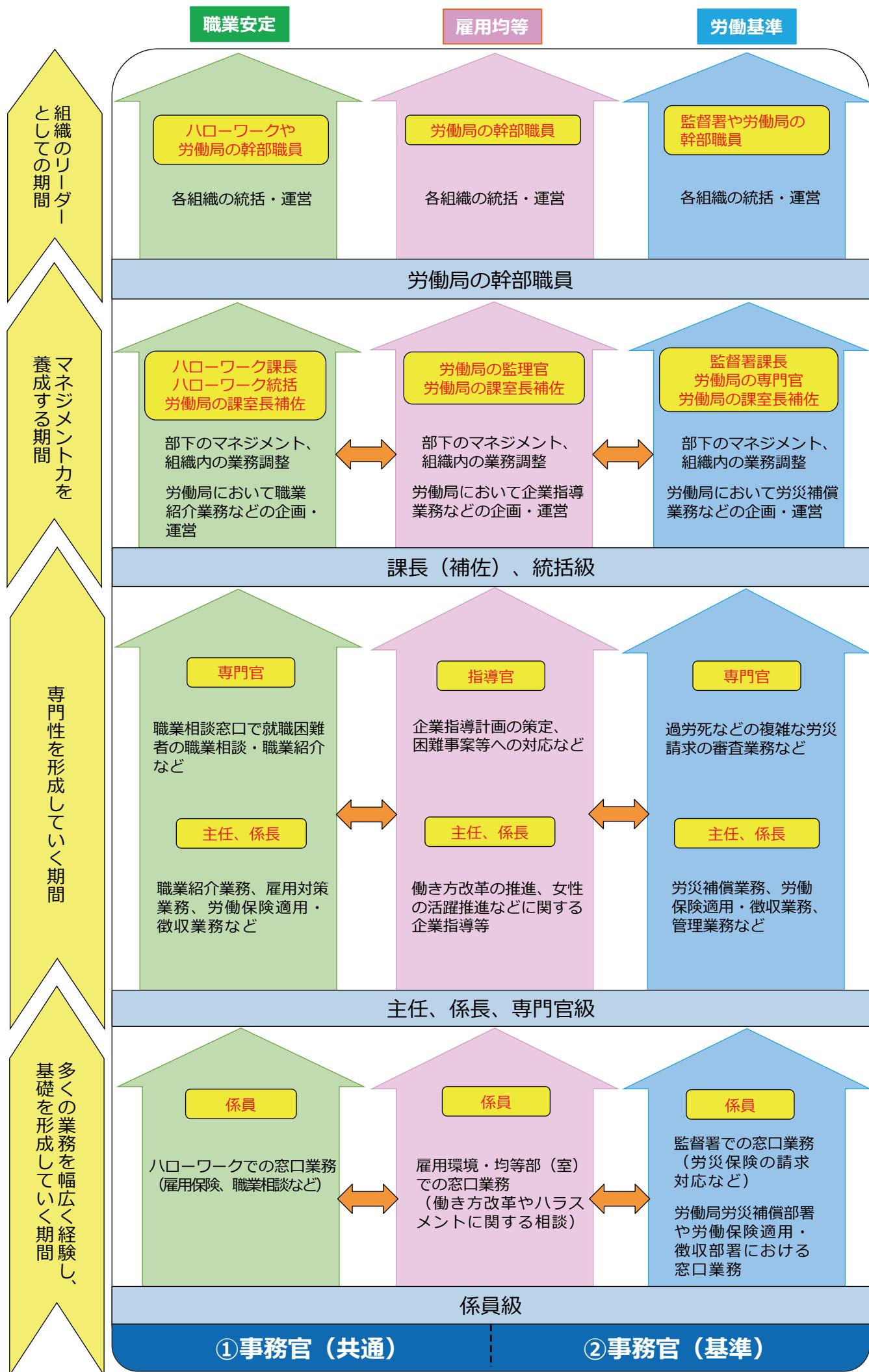
② 事務官（基準）

労働基準監督署や労働局における

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

- ・ 労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準**、**雇用環境・均等行政**の部署に配属されます）。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務や管内監督署の業務を統括する労働局の業務を経験していただき、労災補償や労働保険の適用・徴収業務のスペシャリストとなっていただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- ・ 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 労働基準監督署や労働局労働基準部以外に、労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。



職員からのメッセージ（1）労働局、安定所、監督署職員

福島労働局 雇用環境・均等室 指導係 渡辺 あさみ

雇用均等

令和2年 入省
令和2年 いわき労働基準監督署 労災課
令和4年 現職

現在の業務内容について

指導係では、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法などの法律に関する相談対応、法違反を是正するための事業主への指導や、労使間で生じたトラブルの解決に向けた援助などを行っています。

事業主に対する指導業務は法律の習得に加え、相手に納得してもらうために話し方を工夫するなど、難しい面も多々あります。しかし、研修や業務マニュアルが充実していることや、上司にも気軽に相談できる環境のおかげで、安心して取り組むことができています。

また、私は仕事と家庭の両立支援に関する業務を主に担当しており、育児休業制度の説明会等を通じた法や制度の周知に力を入れています。説明会で使用するための解説動画や周知資料を分かりやすく作成するなど、未経験の業務に挑戦する機会も多く、自分自信のスキルアップに繋がっています。他にも、子育て支援に積極的に取組む企業を認定する「くるみん認定」制度の審査や広報活動など、充実した毎日を過ごしています。



労働局を選んだ理由

私は当初、地元に貢献したいという思いから地方公務員を志望していました。

しかし、たまたま参加した労働局の説明会で職員の方とお話をすることなく、労働局の役割や仕事内容を知ることで、労働行政の分野に特化して地域の人々を支えられる仕事に魅力を感じ、第一志望が労働局に変わりました。

実際に入省してからも、仕事へのやりがいと職場環境の良さを感じる毎日で、労働局を選んだことは間違いないではなかったと強く感じています。

受験者へのメッセージ

雇用環境・均等行政では、パワハラ、セクハラ、同一労働同一賃金、女性の活躍推進など、多くの人が感心を持つテーマを扱っており、労働行政の最前線ともいえる指導業務には大きなやりがいがあります。

就活をする上で多くの人が重視するワークライフバランスはもちろん良好です。みなさんと一緒に働くことを楽しみにしています。

京都労働局 雇用環境・均等室 企画係 田窪 亮郎

雇用均等

平成31年 入省
平成31年 京都田辺公共職業安定所木津出張所
求人・職業相談部門
令和3年 現職



現在の業務内容について

主に助成金業務、京都労働局HPの運営業務と庶務業務を担当しています。助成金業務では迅速・適正に支給することと、助成金の利用を通じてその趣旨を実現することが大切です。私の担当する両立支援等助成金は、労働者が仕事と家庭を両立して働き続けられることを目指しています。事業主の方に助成金の趣旨をお伝えして前向きに助成金を活用いただくためには、育児・介護休業法などの関係法令の知識や働く現場への理解が求められますので、日々勉強が尽きません。

HPの運営は情報を発信元になる労働局の各部門と連携して行うため、労働基準行政や職業安定行政などの各労働行政を間近に見られる貴重な機会になっています。

労働局を選んだ理由

人の役に立つことが仕事になる、公務員の仕事に興味を引かれました。

国民との距離が近い行政を希望していたため、労働局の他、自治体や他の官庁の説明会にも参加しましたが、直接人を支援する業務内容と一つの行政分野で専門性を高められるところに労働局の魅力を感じました。

労働行政に携わりたい気持ちがありつつ他の行政にも関心がある方にとって、参考になれば幸いです。

受験者へのメッセージ

労働局では労働という誰もが知っている分野の行政に携わることができます。また各行政事務職のなかでも、窓口相談や事業所訪問など対面・対人業務が多く、自身の仕事の成果を肌身に感じられるところが特徴的です。

労働局に興味をお持ちの方は、官庁公開フェスティバルや説明会に参加して人事担当者や若手職員等から局の雰囲気を感じていただくと、よりご自身に合った労働局と巡り合えると思います。

皆様もぜひ、数ある仕事の中から労働局の仕事をお選びください。

高知労働局 高知公共職業安定所 職業紹介第一部門 紹介係 辻田 友哉

職業安定

平成31年 入省
平成31年 雇用環境・均等室 指導係
令和2年 現職



現在の業務内容について

私は主に仕事探しをしている方の職業相談、職業紹介を担当しています。ハローワークには相談者のニーズに応じて様々な専門窓口を設置していますが、その中でも私は「長期療養者職業相談窓口」を担当しています。「長期療養者職業相談窓口」ではがんや肝炎、糖尿病などを患っている方が治療と両立しながら働いていけるように支援する窓口です。病気の症状は相談者によって様々であり、状況に応じて相談していく必要があるため難しい場面はたくさんありますが、無事就職ができたときはとてもやりがいを感じます。

またそれ以外にも、企業と求職者が直接話ができるように、会社説明会や面接・面談会などの企画も担当しています。

労働局を選んだ理由

悩みを抱えている方々の助けになれる仕事をしたいと思い労働局を志望しました。私は就職活動時期に特にやりたいと思える職業もなく、就職に対する不安が多かったのですが、両親や友達などに話を聞いてもらったことで不安が解消しました。そのとき話を聞いてもらうことの大切さをとても感じ、労働局の業務説明会に参加した際に、まさにここの仕事は人の話を聞き、悩みに寄り添える仕事だと思いました。

また、業務説明会時に先輩職員の方々が優しく対応してくれたことで、この方々と一緒に働きたいと思い、労働局を志望しました。

受験者へのメッセージ

人のために働いていることを実感できるとてもやりがいのある仕事です。また若手でも色々なことに挑戦できます。最近ではYouTubeの動画作成を任せられており、同年代の若手職員だけでチームを組み、ハローワークの広報活動などを行っています。

まだまだ分からぬことばかりですが、周りには相談しやすい先輩や上司などがたくさんいるので、とても働きやすい職場です。有給休暇も取りやすく、プライベートもかなり充実しています。

宮城労働局 仙台労働基準監督署 労災第二課 佐藤 泰聖

労働基準

令和2年 入省
令和2年 濑峰労働基準監督署 労災課補償係
令和4年 現職

現在の業務内容について

現在私は労災保険給付に関する業務を主に担当しています。適正に給付がされるための負傷や発病の原因の調査、労災保険に関する手続きについての相談対応などが業務の多くを占めています。

基本的に労災保険給付を受けるのは仕事が原因で被災された労働者の方です。そういう方は今後の生活に不安を抱いている場合が多いので、心情に寄り添い、丁寧で迅速な対応ができるように心掛けています。

業務中に自分だけでは対応が困難なことがあっても、周囲の先輩職員や上司に気兼ねなく相談できる雰囲気があります。一人で悩み過ぎることなく共に解決策を考えていける安心感があり、初めての業務や難しい事案に対して臆することなく取り組んでいく自分の挑戦に繋がっていると感じています。

労働局を選んだ理由

学生の頃、私は社会の支えになるような仕事に将来就きたいと漠然と思っていたしました。そのなかで、地域の労働環境を支え、延いては地域社会の発展に貢献できる労働局の仕事に興味を持ちました。官庁訪問での説明などで業務内容の理解が進むうちに職場の雰囲気などを含め、自分の理想と近いものだと感じ労働局の職員を志しました。

受験者へのメッセージ

労働基準行政とりわけ労災補償業務は労働者の方に近い業務です。厳しい場面もありますが、それ以上に自分の業務が労働者の方の救済や安心に繋がっていると実感することも多い魅力的な業務です。また、労働局は地域の労働基準行政の中心でもあるので、休暇の取得促進など職員の生活にも十分に配慮のある職場です。

みなさんと共に働くことができる日を楽しみにしています。ぜひ、労働局へ！



山梨労働局 甲府公共職業安定所 事業部門 花生 雅楽



職業安定

令和4年 入省
令和4年 現職

現在の業務内容について

私は事業所部門に所属し、求人受付の担当をしています。事業所から申し込まれた求人の条件が、労働基準法などの関係法令に適合しているかチェックをし、応募者の方の目につくような求人となるよう、詳しい労働条件や仕事内容を聞き取り、求人を作成し、ハローワークインターネットサービスに公開しています。

また、事業主から応募者がなかなか来ないといった相談を受けた際には、求職者のニーズに合った求人に対するためのアドバイスを行っています。具体的には、賃金、年齢制限等の見直しを提案したり、福利厚生、従業員同士の雰囲気、入社後のキャリアアップの状況やその支援制度などについてヒアリングを行い、求人票の条件緩和・表現改善を促しています。自分の提案により、これまで応募がなかった求人に応募が集まつた時には、とてもやりがいを感じます。

労働局を選んだ理由

私は漠然と、困っている人や悩んでいる人の力になれる仕事がしたいと考えていました。労働局の業務説明会に参加した時に、職員の方から「不安な表情で相談にいらしたお客様を、笑顔で帰すことができた時に、とてもやりがいを感じる。」と聞き、まさに自分が理想としている仕事だと感じました。また、業務について色々と調べていく中で、労働局の役割は多岐にわたることを知り、業務を経験しながら労働に関わる多くの人やその生活を支えたいと思い志望しました。

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 指導係長 指宿 紘子

雇用均等

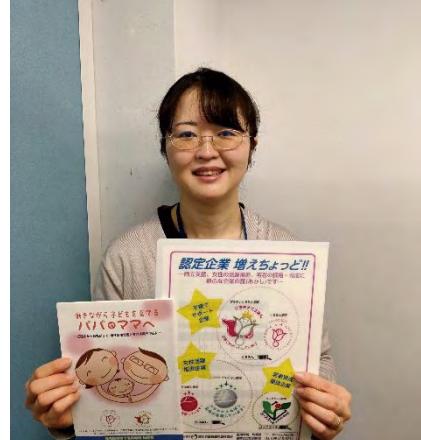
平成23年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
短時間・在宅労働課 家内労働係長
平成25年 鹿児島労働局雇用均等室 地方短時間労働指導官
平成28年 鹿児島労働局雇用環境・均等室 助成金係長
令和2年 現職

現在の業務内容について

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの雇用環境・均等室が所管する法律について、企業指導計画の立案、企業指導業務、労働者と事業主との紛争の解決援助を担当しています。その中のひとつである企業指導業務では、企業の人事労務担当者にお会いして、資料を参照しながら、法律に沿った雇用管理が行われているかどうかを聞き取った上で、法に定める事項を満たしていない場合は、助言・指導を行います。その際は、今までこの企業ではどのような雇用管理を行ってきたかを踏まえて、今後も法令に沿った雇用管理が行われるようにするにはどのように説明すべきかを考えながら対応しています。

労働局を選んだ理由

国家公務員の採用試験を受ける前後に、いくつかの官庁の説明会に参加しました。その中でも、労働者や企業の方と接したときにはどのようなことをするかという話を聞いて、入省した後の姿を具体的にイメージができたのが、労働局でした。また、就職活動をしている友人から、企業の採用活動で男女の均等な取扱いがされていないという話を聞くことがあり、男女雇用機会均等法に関する業務を担当している労働局に興味を持ったため、志望しました。



受験者へのメッセージ

現在、企業規模・業種・地域問わず、様々な企業が職場における女性の活躍に向けて積極的に取り組んでいます。入省した頃、私は、女性の活躍に取り組んでいるのは、一部の先進的な企業という印象を持っていましたが、このような世の中の変化を目の当たりにすると、労働局が積み重ねてきた業務の重みを感じながら、さらに働く人の雇用環境が良くなるように頑張ろうという気持ちになります。皆さんと一緒に働くことを楽しみしています。

長野労働局上田労働基準監督署 労災課 労災認定調査官 川住 浩之

労働基準

平成7年 入省
令和3年 松本労働基準監督署 労災課
労災認定調査官
令和4年 現職



現在の業務内容について

私は労働基準監督署で、治療費や休業補償などの請求について、労災保険として給付できるのかの調査を担当しています。

被災された労働者の方は、今後の生活に強い不安を抱く方が多く、相談窓口では状況を把握して、請求手続きが行えるよう説明させていただき、請求書を受け付けた際には、計画的に調査を行い、迅速に労災認定判断をし、労災給付を受けられた方々に寄り添っていくことを心がけています。

労災保険給付を受けた労働者の方から感謝の連絡を頂戴することもあり、少なからず自分の仕事が役に立っているんだという実感を得ることができます。

また、複雑化していく社会において、仕事によるストレスが関係した精神障害や脳心臓疾患などの事案も増加してきておりますが、先輩方は惜しみなく経験をフィードバックして相談に乗っていただいています。私も後輩職員などからの相談や質問には同じように答えられるように日々研鑽しています。

労働局を選んだ理由

私が小学生の時、親が労災事故で負傷し、しばらくの間、働くことが出来なかったことがあります。

私が学生時代、工場でアルバイトをしていた際、なぜか機械が突如止まり、直そうとして機械に手を入れようとした直前で、再び機械が動き出し、ヒヤリ・ハット（危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった現象）を経験しました。事業主から、機械に手を入れようとした行為は、手が巻き込まれて、大きなケガ（労災事故）につながるものであると強く叱責を受け、労災事故を起こさない事の重要性について説かれました。また、その内容は労働基準監督署の担当官から指導を受けて学んだことでもあります。

そのことを親に話したところ、親は労災事故で負傷したことを見出しあり、当時、労働基準監督署から労災保険の補償給付が速やかに支払われ、育ち盛りの私たちの生活が維持でき、とても助かったと聞かされ、労働基準監督署の仕事にとても興味を持ちました。

静岡労働局 労働基準部 労災補償課長 松下 晴美

労働基準

昭和59年 入省
令和2年 静岡労働基準監督署 副署長
令和3年 静岡労働局 労働基準部 賃金室長
令和4年 現職

現在の業務内容について

私たちが従事している、労災保険は、労働者の方々が仕事や通勤により負傷したり、病気になったり、亡くなった場合等に所定の給付を行うなど、働く方々や御家族が安心して生活を送っていただくためのセーフティネットとして大変重要な役割を担っています。

労災補償課では、管内の労災保険給付が迅速かつ公正に実施されるよう、各監督署職員への指導、医療機関や他部署との調整などを行っています。

最近は、過労死等事案や石綿関連疾患など社会的関心が高く、労災認定にあたっては、より専門性の高い判断が求められる事案が多い中、当課職員は、労災補償業務の中核を担っているという高い意識を持ち、日々、研鑽を積みながら、一つ一つの事案に取り組んでいるところです。

労働局を選んだ理由

私が公務員を志望した理由は、女性が長く働き続けるためには公務員が一番よいと考えたからです。また、私が中学生の頃、祖父が経営していた工場で火災が起り、数人の労働者が負傷したとき、大変お世話になり、助けていただいた労働基準監督署の労災補償業務に就き、被災した労働者のために働きたいという思いがあり労働局を志望しました。

受験者へのメッセージ

人と関わる労災補償の仕事は困難な事案も数多くありますが、組織として対応しながら課題を解決していきます。困難な事案が終了したときの達成感はたまらないものがあり、請求人の方から「ありがとうございました。」と言われると、「この仕事をしていてよかったです」と改めて感じさせられます。

また、労働局は、ワーク・ライフ・バランスを実現させるための制度が充実しており、とても働きやすい職場です。

このパンフレットをご覧になり、「私もこんな仕事がしてみたい」と感じてくれた皆さま、ぜひ、私たちと一緒に働きましょう。



職員からのメッセージ（2）本省出向職員

職業安定局雇用開発企画課 総括係 相星 直人

職業安定

平成29年 入省
令和2年 鹿児島労働局
総務部総務課会計第二係
令和3年 人材開発統括官人材開発総務担当参事官室
経理係
令和4年 現職



本省での業務を通じて

令和4年10月より、雇用開発企画課における国会関係の窓口として、国会における質問通告や国會議員の先生方からの資料要求などに対応するために、課の内外における調整業務を行っています。この調整業務をスムーズに行うためには、課で所管している業務についての知識の他、他課室の所管業務についての知識も必要となるため勉強が欠かせません。また、国会答弁の作成業務をはじめとして全体的にスピードを求められるため、丁寧さを重視する場面と切り替えつつ、周りとコミュニケーションを取りながら業務に取り組んでいます。

一昨年本省に出向した当初は業務の幅の広さとスケールの大きさに驚き、自分で大丈夫なのだろうかと不安になりましたが、周りの多くの方々に支えられ日々成長できていると感じています。

労働局を選んだ理由

就職活動で今後自分が携わりたい仕事を考えたときに、人生において大きな部分を占める「働く」ことに悩みを抱える方の支えになりたいと思い労働局を志望しました。

また、説明会を受ける中で地域に密着した業務であることを知り、地元に貢献したいと思っていた自分にとってやりがいを持って働く環境であると感じたことも理由の一つです。

受験者へのメッセージ

私は鹿児島労働局で採用された後4年間勤務し本省に出向しましたが、ハローワーク（もしくは監督署）、労働局、本省の3つの視点から業務に携わることができるのは出向者の特権です。労働行政を取り巻く課題はいくつもありますが、この経験を活かしてそうした課題を一つでも解決し人々の生活を支えていきたいと思っています。このパンフレットを読んでいらっしゃる皆さんのが少しでも労働行政に興味を持ち、将来ともに働くことができたら大変喜ばしい限りです。

労働基準局補償課職業病認定対策室 中央労災医療監察官 長島 賢次

労働基準

平成9年 入省
平成29年 神奈川労働局 川崎北労働基準監督署
労災課 給付調査官
平成30年 神奈川労働局 横浜西労働基準監督署
労災課 給付調査官
令和2年 現職

本省での業務を通じて

本省では、主に新型コロナウイルス感染症の労災認定に係る通達を作成し各労働局に発出したり、脳・心臓疾患や精神障害の労災の認定基準の見直しに係る業務に携わっています。今まで通達や認定基準を運用する側でしたが、実際つくる側になってみると、専門検討会で様々な議論を経て、言葉一つに対しても色々と精査して緻密につくられていることを知りました。また、他の施策であっても互いに影響し合っているため、このことも考慮して広い視野で物事を考えなければならぬこともあります。

本省では物事の本質や一番大事なことを見抜く力、その先の影響を見通す力をつけることができたと感じています。この本省での経験は、地方局に戻ったときに現状の業務に満足することなく、常に疑問をもって新しい視点で業務を見直すことで、現場の業務をよりよいものへと改善して行くために必ず役に立つものと確信しています。

労働局を選んだ理由

監督署の現場経験がある労災職員を本省で募集しているとの話を人事からいただき、実際にどのようにして制度をつくっているのか興味があったので本省への出向を志望しました。そして、労働局や監督署と本省との架け橋となって、現場の生の声を施策に反映させることができる絶好の機会になるのではないかとの思いもあって出向することを決意しました。

受験者へのメッセージ

私は神奈川労働局採用後、監督署で労災業務全般を経験してから本省出向となりました。監督署の業務で培った知識と経験は、本省での業務に大いに役に立っていると感じています。本省の業務は配属先により様々ですが、経験を増やすことで元ある知識をより深めたり、物事をより広い視野でみることができます。採用された部署で終わりではなく自分のスキルアップができる環境が整っている職場です。やりがいのある仕事が待っていますので、是非一緒に働いてみませんか。



職員からのメッセージ（3）ワーク・ライフ・バランス

兵庫労働局 総務部総務課
人事第二係 三塚 尚樹



職業安定

| | |
|-------|-----------------------|
| 平成26年 | 入省 |
| 平成30年 | 大阪労働局総務部会計課会計第一係 |
| 令和元年 | 兵庫労働局姫路公共職業安定所雇用保険給付課 |
| 令和2年 | 兵庫労働局尼崎公共職業安定所雇用保険適用課 |
| 令和3年 | 現職 |

私は令和3年10月に子どもが誕生した際に、男の産休を合計1週間、その後育児休業を令和3年12月と令和4年10月の2回取得しました。パパの場合、育児休業をいつからどのくらい取得するかで悩まれる方も多いかと思いますが、私は第1子で育児の知識が乏しいことや妻の職場復帰の可能性等も考えた結果、育児休業を2回に分けることが自分に合っていると思い取得しました。

子育ては出産直後も大変ですが、1年経っても毎日様々なことが起こるので、妻1人だけで子育てするのは非常に大変です。休暇や育児休業を取得することで職場の方々に迷惑をかけるのではないかと危惧していましたが、上司に出産報告をした際に「ご家族をサポートしてあげて下さい」と言ってもらい、休暇等を取得しやすかったため大変感謝しております。

現在も定期的に休暇を取得し、子どもとの時間を捻出するために仕事効率も以前より改善できているため、育児を通じて自分も成長できているかなと実感しております。

受験者へのメッセージ

私は現在人事係で安定系統の人事を担当しております。人事係は官庁訪問や各大学・予備校に出向いての説明会など次の労働行政を支える人材採用が目立った活動にはなりますが、現職の方の昇給、昇格、各種研修、退職手続き等業務は多岐に渡ります。私は以前に窓口業務で来所者の方とお話しする機会もあり直接「ありがとう」とお礼を言われる事に非常にやりがいを感じおりましたが、現在の部署でも採用活動等を通じて次の労働行政を支えているという事にやりがいを感じることができます。

労働局は私が官庁訪問した際もワーク・ライフ・バランスが充実していると聞いていましたが、入省してからも休暇等を取得しやすい環境が整っていると実感しており、労働局を選んで良かったと心から感じております。このような労働局で皆さんと一緒に働く日を心待ちにしております！

北海道労働局 札幌労働基準監督署
労災第1課 給付調査官 山下 定美

労働基準

| | |
|-------|-----------------------------|
| 平成27年 | 札幌東労働基準監督署 業務係長 |
| 平成28年 | 滝川労働基準監督署 監督係長 |
| 平成30年 | 北海道労働局総務部総務課情報管理係 情報管理主任 |
| 令和4年 | 現職 |

私は10歳と2歳の息子の子育てをしながら働いています。

1日の始まりは、朝食の準備、名もない家事を行い、慌ただしく保育園に子供を預けて出勤し、帰宅後は、1缶のビールを楽しみに家事や育児を行い、あっという間に1日が終わります。

私は昼の休憩時間を30分短縮し、30分早く帰宅できる制度を利用して、保育園と学童保育のお迎えに行っていますが、他にも時短勤務の制度があり、自分で選択して取得することができます。

現在は、保育園から突然呼び出され、周りに負担をかけることも度々ありますが、理解ある職場の上司や先輩、周囲の方々に助けられ、快くお迎えに行かせてもらっています。また、助けられているという気持ちを忘れずに、自分でできることは頑張ろうと働く意欲にも繋がっていて、充実した日々を過ごしています。



受験者へのメッセージ

私は、労働者の方の仕事中や通勤中のケガなどによる治療費や休業中の賃金を補償する労災保険の給付の仕事をしています。

労災認定の業務は奥深くて、迅速かつ適正に給付を行うことが求められていますが、覚えることや経験することがたくさんあり、とてもやりがいを感じることができる仕事だと思います。

労働局は、育児休業や復帰後の時短勤務など、仕事と子育てを両立させるための制度が充実しており、これらの制度に対する周囲の理解や環境が整っているので、子育てをしながら長く、安心して働くことができると思います。

このような労働局で、皆さんと一緒に働く日を楽しみしています。

職員からのメッセージ（4）職員の1日



鳥取労働局 鳥取公共職業安定所
職業紹介第2部門 職業指導官
氏名：島崎 謙
平成27年 入省
令和元年 鳥取公共職業安定所 職業紹介第1部門
令和2年 鳥取公共職業安定所 専門相談部門
令和4年 現職

～主な業務内容～

ハローワークで職業訓練のあっせん、一般職業紹介業務を担当しています。
職業訓練は就職に活かせるスキルを短期間で習得できるコースが多く、職業訓練のあっせんを通して、求職者の希望就職の実現に向けた支援を行っています。

8:30 【業務開始】

メールと本日の予定を確認しています。本日は職業訓練紹介セミナーと訓練受講生の来所相談があります。

10:00 【職業訓練紹介セミナー】

募集中の職業訓練内容を紹介するセミナーを適宜開催しています。本日は訓練実施機関担当者をお呼びしてのセミナーを開催しました。

開催にあたっては訓練実施機関との日程、セミナー内容等の調整を行い、求職者に向けた周知用チラシの作成、掲示を行います。当日は司会としてセミナーの進行を担当します。

職業訓練受講のメリットを1人でも多くの方に知りていただくための大切な取り組みです。



8:30

10:00

12:00

14:00

17:15

12:00 【昼休憩】

私は職場の近所に居住しているため、基本的に自宅で昼食を取ります。たまに職場内で昼食を取る際は、先輩、後輩と仕事やプライベートの話などしてリフレッシュしています。

14:00 【職業訓練受講生との職業相談】

本日は職業訓練受講生のハローワーク来所日となっているため、窓口での相談業務を行います。希望に添った求人の提案や、履歴書の添削、面接対策など就職までトータルに支援します。



～受験者へのメッセージ～

求職者の方は仕事探しにあたって多くの不安を抱えています。その不安に寄り添いながら、希望就職の実現に向けて支援をすることが、ハローワークの大きな役割であると感じております。

是非皆様も「仕事」を支える仕事として労働局を選択されてはいかがでしょうか。

17:15 【閉庁】

明日の業務予定について確認した上で1日の業務を終了します。職業相談対応のため残業することもありますが、遅い時間まで残業することはあります。

職員からのメッセージ（4）職員の1日



10:00 【業務打ち合わせ】

行事予定や担当業務の進捗状況などを、全体で確認し把握します。



16:00 【説明会】

岩手県が実施する女性活躍推進に関するセミナーに講師として参加し、説明を行いました。専門用語は分かりやすい言葉に置き換えて説明する等、参加者が理解しやすいよう工夫して説明を行います。



～受験者へのメッセージ～

雇用環境・均等室には、企画班と指導班が設置されています。企画班では、労働局全体の会議の調整・運営や広報、助成金等を担当し、指導班では、このページに掲載した業務の他、ハラスメントや職場のトラブルに関する労働相談対応等、労働者が働きやすい職場環境をつくるための業務を行っています。

非常にやりがいのある職場ですので、是非一緒に働きましょう！

岩手労働局雇用環境・均等室 指導係

氏名：舟越 翔平

平成27年 入省

平成29年 青森労働局雇用環境・均等室 企画・調整係

令和2年 岩手労働局久慈公共職業安定所管理課 給付主任

令和4年 現職

～主な業務内容～

仕事と子育ての両立、女性活躍の推進に関する業務を担当し、くるみん認定やえるばし認定の認定審査、好事例収集等を行っています。また、育児・介護休業や同一労働同一賃金等について、企業に対しヒアリングや就業規則の点検を行い、法律に沿った雇用管理となっているか調査しています。調査の結果、法違反がある場合には助言・指導を行い、雇用管理の改善を求めています。

8:30

10:00

12:00

14:00

16:00

17:15

8:30【業務開始】

本日の予定を確認します。この日は説明会があるので、説明内容の確認等を行います。

12:00【昼休憩】

自分の席で食事を摂ります。食事の後は、午後からの業務に備えて気分転換しつつ、リラックスして過ごします。

14:00【報告徴収】

企業の人事労務管理担当者を対象に、雇用管理の状況や就業規則の整備状況についてのヒアリングをしながら、法律に沿ったものとなっているか調査します。

法律に沿ったものとなっていない場合は、助言・指導を行い、改善を求めます。

判断が難しい場合は、その場で判断せずに室内で検討した上で対応する等、慎重に判断します。



17:15【閉庁】

企業指導の結果等を整理して、1日の業務を終了します。

相談対応や突発的な業務、至急対応が必要な業務等があれば、残業することもありますが、基本的には、遅い時間まで残業することはありません。

労働局の同じ課で働く4名の職員に、オンラインインタビューを実施。現在の業務や職場環境のこと、キャリアのことなどについて語っていただきました

職業安定

石川労働局 総務部総務課

総務企画官 佐々木 利弘（写真中央右）
人事係長 前川 真一郎（写真中央左）
人事主任 新元 真之（写真右）
人事係 高西 洸成（写真左）



一 現在の担当業務について教えてください。

佐々木: 総務は職場の中で「縁の下の力持ち」と言われる部署ですが、職員が快適に働くこと、働き続けることができるよう環境を整備環境を整備するのが総務課の役割です。特に人事担当は、各部署が円滑な業務運営を維持するために職員の人事、服務、健康管理など総括的なマネジメントを行っています。

一 担当業務について、「やりがい」と「大変だと思うこと(苦労したことなど)」を教えてください。

佐々木: 人事担当業務の一番のやりがいは採用活動です。新しい人材を採用し、労働行政に携わることにより、利用者の方からの感謝の言葉を耳にすることがよくあり、この方を採用してよかったですと実感することがよくあります。
コロナ禍の影響もあり、採用に関する業務(説明会や面接)をするにも多くの制限があり、どのように進めていくか、検討が大変でした。

前川: 係で企画をした採用希望者向けの説明会に参加された方から「説明会を聞いて、労働局を志望しました！！」と言ってもらったことがあります、頑張って企画をしてよかったです！！

新元: 昨年度、総務課の配属となり、職員の勤怠管理といった業務は初めてでした。配属当初は覚えることが多く、すごく大変でした。
監督官採用だったこともあり、監督署や雇用・均等業務の経験で得た知識を活かせることができ、やりがいを感じております。

高西: 若手職員ということもあります、業務経験も浅いなか、初めての人事関係の業務になるため、わからないことが多い、最初頃は手探り状態で大変でした。

一 職場環境、ワークライフバランスについて

佐々木: 労働局は働きやすい・休みやすい職場づくりに取り組んでいます。具体的には、有給休暇の取得促進や業務の計画的・効率的な執行による超過勤務の縮減など職員のワークライフバランスの推進に積極的に取り組んでいます。また、育児休業も女性職員はもちろんのこと男性職員の取得も積極的に進めています。

高西: 企画官が部下のことをよく気にかけていただき、風通しのいい働きやすい職場環境を作っていたいと実感しております。また、大型連休に有給休暇を合わせることで、1週間以上の休暇を取得し、家族と旅行に行ったり、積極的に育児に参加ができるよう、自分のペースで計画的に業務を行っています。

一 労働局を志望された理由を教えてください。

佐々木: 大学卒業後、民間企業勤務を経て、入省しました。公務の職場の中でも、労働局が人と仕事を結びつけるための各種サービスを全国的に展開していることを知り、自分のこれまでの職業経験などが活かせる魅力ある職場であると考えたからです。

前川: 人が生活していく中で、一番費やす時間は「働く」ということだとおもっています。働くという部分で、自分に合った仕事に就くことで、生きがいに結びつくと考えています。一人でも多くの方に生きがいを感じる仕事を紹介し、よりよい環境で働くよう、手助けをしたいとおもい、労働局を志望しました。



新元: 公務員になる前は、民間企業で勤めており、月に200時間残業するような仕事でした。また、毎日上司や同僚が疲労しきっている環境でした。

ふと、今後のことを考えたときに、何が原因でこういった労働環境になったのか、今後どうすればいいかと考えたところ、自分が監督する立場になり、労働環境を改善し、一人でも多くの方を救いたいと思ったことが労働局を志望するきっかけになりました。

—これまでの業務で最も印象に残っているエピソードを教えてください。

佐々木: 今までの経験の中で最も印象に残っていることは、障害者の職業相談・紹介業務です。就職支援のためには、ハローワークだけではなく障害者職業センターなどの地域の関係機関と連携し、様々な取組を行っています。

多くの支援策を活用し障害のある方の就職が決まった時の達成感や求職者や求人企業から感謝の言葉を受けた時に、自分自身が人や社会に貢献していると感じると同時に、やりがいを強く感じました。

前川: リーマンショックの時、職業相談業務を担当しており、利用者の方も職員と相談するまで、4~5時間の待ち時間が発生していました。求人も少ないなか、利用者の希望にマッチングする仕事を探し、紹介をした会社に就職が決まった利用者の方がある日、わざわざ足を運んでいただき、ましてや、2時間以上の待ち時間もあるなか、直接お礼を言いに来ていただけたことが今でも鮮明に覚えています。

新元: 群馬局の監督署で労災補償業務を担当していた際、通訳を介した外国人労働者への聞き取りや、不幸にも亡くなられた労働者のご遺族に対し海外送金を行うなど、国を越えた業務が大変だった記憶がありました。

また、雇用環境・均等業務では、働き方改革に関する事業について入札・契約等の事務運営を行っていたほか、企業向け助成金の申請別審査業務に就いていました。労働局全体のホームページ管理を行っていたこともあり、掲載記事の構成を検討し、分かりやすく広報できるよう立案し、多くの業務を経験してきました。

高西: 採用されてから3年目のときに、雇用保険業務を担当していました。100社以上が参加をする説明会を行う機会があり、資料準備や説明内容等、1から自分で企画をし、大勢の前で説明会を実施したあの達成感は印象に残っています。企画・実施なども含め様々な新しい業務に若手のころから挑戦することができたことで、その後の自信につながったと感じています。

—労働局を志望された理由を教えてください。

佐々木: 労働局にはさまざまな部署があり、職業相談・職業紹介、雇用保険業務や働き方改革の推進など幅広い業務を経験することができ、労働行政のプロフェッショナルとして専門性を磨くことができます。また、皆さんも労働行政で働くことでやりがいを感じることができます。百聞は一見にしかず！是非労働局の業務説明会にご参加ください。職員一同心よりお待ちしております。

前川: 労働局は働くということについて幅広い業務を行っている行政機関です。様々な業務を経験することもできるし、人の声を聴きながら業務をすることができます。日々、成長していくことができる職場です。

新元: 労働局はその地域によって特色が異なり、様々な部署があります。

言い換えれば、熱意をもって自分の職業人生を全うできる業務が必ずあるという仕事ですので、労働というものに深く取り組みたい方は、是非とも志望いただければと思います。

高西: 労働局では職業相談をはじめ様々な形で、多くの人の「労働」をサポートしています。労働行政に興味を持たれた方はぜひ説明会等への参加をお待ちしております。

(聞き手／厚生労働省 大臣官房地方課・吉田)

III 研修施設（労働大学校）

労働大学校（埼玉県朝霞市）にて各種研修を行っています。

各業務の知識やスキルの向上を図る機会であり、全国の職員と交流できる場にもなっています。

＜研修受講者の声＞

**新潟労働局三条公共職業安定所
職業相談担当 鎌仲 春菜**



職業安定

令和3年 入省
令和4年 三条公共職業安定所職業相談担当

「職業指導Ⅱ専門研修」を受講しての感想等

私が受講した研修は、職業相談の業務を担当する職員を対象とした10日間の研修です。職業相談で必要となる知識、技能及び技術の基礎をオンライン形式（5日間）と労働大学校（5日間）で研修を受講しました。

オンラインでの研修は、それぞれの求職者に適した相談ができるように理論を学ぶ講義が中心でした。知識のインプットだけではなく、グループワークでの意見交換や相談業務以外の業務の演習もあったので、幅広く充実した研修内容でした。労働大学校での研修では、実際の職業相談業務に近いロールプレイングを行い、カウンセラーの方や他の研修生から自分の長所や改善点をアドバイスしていただきました。求職者に寄り添った相談に必要な知識や技能を実践的に学ぶことができ、とても有意義な研修だったと思います。また、宿泊を伴う研修だったので自由時間も多く、全国で活躍する仲間と交流することができてとても楽しい研修でした。

受験生へのメッセージ

労働行政が扱う分野は幅広いため、勉強の毎日で大変なことも多いですが、働く人たちの幸せのために仕事ができることを誇りに思っています。

労働局で働くことの魅力は、たくさんの出会いがあることだと思います。職員や来所する方だけではなく、仕事や制度など様々な出会いがあり、自分の人生を豊かにしてくれていると思います。また、有給休暇がありやすい職場なので、自分の時間を大切にすることも魅力の一つだと思います。

「働くこと」もプライベートも大切にしたい方にぴったりな仕事だと思います😊

＜施設紹介＞



【談話室】

お昼休み中テレビを見たり、研修の課題に取り組んだりと、様々な用途で使用されています。

【居室】

宿泊施設が備えられており、一人一室割り当てられます。

【食堂】

日替わりメニューあり。
午後の研修に向け、エネルギーをチャージします。

＜労働大学校で実施している主な研修＞

【一般研修】

(基礎研修)

- ・労働行政職員基礎研修
- ・新任労働基準監督官研修

(上級研修)

- ・労働基準監督官上級研修
- ・公共職業安定所係長・上席職業指導官研修

【専門研修】

(労働基準行政)

- ・賃金指導業務専門研修
- ・労働保険適用徴収業務専門研修

(職業安定行政)

- ・職業指導Ⅰ専門研修
- ・若年者雇用対策担当者専門研修

(雇用環境・均等行政)

- ・企業指導業務（働き方改革関係）専門研修

よくある質問（Q & A）

Q1 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。

しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q2 入省後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。

その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q3 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合185,200円、一般職試験（高卒程度）採用の場合154,600円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。

大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%～20%の地域手当が加算されます（例：東京都特別区20%が加算された場合の一般職大卒程度初任給 222,240円）。

また、通勤手当（最高限度額1か月当たり55,000円）、住居手当（最高限度額1か月当たり28,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

Q4 人事異動はありますか？また、その際は転居を伴いますか？

入省後は、定着を希望する都道府県内で、2～3年の間隔で人事異動があります。この際、異動先により転居が必要な場合があります。労働局・ハローワークまたは労働局・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。

なお、原則、都道府県をまたぐ労働局間の異動はありません。

Q5 宿舎などの福利厚生について教えてください。

宿舎については、独身者用宿舎または世帯用宿舎に入居することができます。

戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合もあります（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します）。

その他に、厚生労働省共済組合制度で、人間ドックや検診などの医療費補助や、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金などの貸付などの各種福利厚生制度があります。

Q6 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子どもが3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、1日2時間の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

Q7 採用の流れと、採用実績について教えてください。

業務説明会や官庁訪問の日程など、採用に関する詳細な情報は、各労働局のホームページに掲載します。なお、各労働局の採用に関する問い合わせ先は、次ページを参照ください。

過去3年間の一般職（大卒程度、高卒程度）試験合格者の採用状況は以下のとおりです。

| 過去3年間の採用実績 | | | | ※47都道府県労働局の合計 |
|----------------|---------|---------|---------|---------------|
| | 令和元年度試験 | 令和2年度試験 | 令和3年度試験 | |
| 一般職（大卒程度、高卒程度） | 668人 | 668人 | 664人 | |

採用に関する問い合わせ先

▶ 採用手続きなどに関する問い合わせ先一覧 (担当 : 総務部総務課人事係)

| ブロック | 労働局 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | ブロック | 労働局 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------|-----|----------|-------------------------------------|-----------------|------|-----|----------|------------------------------------|--------------|
| 北海道 | 北海道 | 060-8566 | 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 9F | 011-709-2311(代) | 東北 | 滋賀 | 520-0806 | 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4F | 077-522-6647 |
| 東北 | 青森 | 030-8558 | 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎 5F | 017-734-4111 | | 京都 | 604-0846 | 京都市中京区西賀町通御池上ル 金吹町451-4F | 075-241-3211 |
| | 岩手 | 020-8522 | 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5F | 019-604-3001 | | 大阪 | 540-8527 | 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館 8F | 06-6949-6482 |
| | 宮城 | 983-8585 | 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 7F | 022-299-8833(代) | | 兵庫 | 650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 14F | 078-367-9000 |
| | 秋田 | 010-0951 | 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 4F | 018-862-6681 | | 奈良 | 630-8570 | 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 | 0742-32-0201 |
| | 山形 | 990-8567 | 山形市香澄町3-2-1 山交ビル 3F | 023-624-8221 | | 和歌山 | 640-8581 | 和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎 3F | 073-488-1100 |
| | 福島 | 960-8021 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F | 024-536-4617 | | 鳥取 | 680-8522 | 鳥取市富安2-89-9 | 0857-29-1700 |
| 北関東 | 茨城 | 310-8511 | 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎 4F | 029-224-6211 | 中国 | 島根 | 690-0841 | 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5F | 0852-20-7005 |
| | 栃木 | 320-0845 | 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 4F | 028-634-9111 | | 岡山 | 700-8611 | 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 | 086-225-2011 |
| | 群馬 | 371-8567 | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 9F | 027-896-4732 | | 広島 | 730-8538 | 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 5F | 082-221-9241 |
| | 埼玉 | 330-6016 | さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16F | 048-600-6200 | | 山口 | 753-8510 | 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 6F | 083-995-0363 |
| | 長野 | 380-8572 | 長野市中央御所1-22-1 長野労働総合庁舎 4F | 026-223-0550 | | 徳島 | 770-0851 | 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 4F | 088-652-9141 |
| 南関東 | 千葉 | 260-8612 | 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 | 043-221-4311 | 四国 | 香川 | 760-0019 | 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 3F | 087-811-8915 |
| | 東京 | 102-8305 | 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 14F | 03-3512-1600 | | 愛媛 | 790-8538 | 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎 6F | 089-935-5200 |
| | 神奈川 | 231-8434 | 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F | 045-211-7350 | | 高知 | 781-9548 | 高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎 4F | 088-885-6021 |
| | 山梨 | 400-8577 | 甲府市丸の内1-1-11 | 055-225-2850 | | 福岡 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 5F | 092-411-4741 |
| 北陸 | 新潟 | 950-8625 | 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 3F | 025-288-3500 | 九州 | 佐賀 | 840-0801 | 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 4F | 0952-32-7155 |
| | 富山 | 930-8509 | 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 5F | 076-432-2727 | | 長崎 | 850-0033 | 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル 3F | 095-801-0020 |
| | 石川 | 920-0024 | 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6F | 076-265-4420 | | 熊本 | 860-8514 | 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟 9F | 096-211-1701 |
| | 福井 | 910-8559 | 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎 14F | 0776-22-2655 | | 大分 | 870-0037 | 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル 3F | 097-536-3211 |
| 東海 | 岐阜 | 500-8723 | 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 3F | 058-245-8101 | 沖縄 | 宮崎 | 880-0805 | 宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎 5F | 0985-38-8820 |
| | 静岡 | 420-8639 | 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 3F | 054-254-6317 | | 鹿児島 | 892-8535 | 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎 2F | 099-223-8275 |
| | 愛知 | 460-8507 | 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2F | 052-972-0264 | | 沖縄 | 900-0006 | 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)4F | 098-868-4003 |
| | 三重 | 514-8524 | 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎 3F | 059-226-2105 | | | | | |

都道府県労働局採用情報ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09614.html

